

議案第11号

甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、その費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(個人情報保護審議会の設置等)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項若しくは法第129条の規定又は甲賀市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年甲賀市条例第 号。以下「市議会条例」という。)第45条第1項若しくは第50条の規定による諮問に応じ、当該諮問について調査審議するため、甲賀市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等(法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関及び市議会条例第45条第1項の規定により諮問した議会をいう。以下同じ。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、前項の保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関等は、審議会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関等(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に

口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審議会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審議会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたるとき、その他相当でないときには、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審議会は、第7条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせよ

うとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項又は市議会条例第45条第1項の規定により審議会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。

(運用状況の公表)

第12条 実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲賀市個人情報保護条例の廃止)

第2条 甲賀市個人情報保護条例(平成16年甲賀市条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第33条の規定により市に置かれた同条に規定する甲賀市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 前条の規定の施行の際現に旧審議会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第33条第6項の規定による職務

上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第7条第4項（第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）又は第30条第1項の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第14条第2項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（1） 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） 前条の規定の施行前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務に従事していた者

5 前条の規定の施行前に旧条例第15条（第2項の規定を第24条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）、第24条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧条例第44条の規定は、令和5年6月30日までの間、なおその効力を有する。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するため、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第4項第2号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第10号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 前2項に規定する場合において、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

10 第2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

11 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（甲賀市かもしか荘条例の一部改正）

第4条 甲賀市かもしか荘条例（平成17年甲賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（甲賀市あいの土山都市との交流センター条例の一部改正）

第5条 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（甲賀市公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第6条 甲賀市公文書等の管理に関する条例（令和3年甲賀市条例第10号）の一

部を次のように改正する。

第11条第3項中「甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

議案第11号参考資料

<付則第4条関係>

甲賀市かもしか荘条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)</p> <p>第15条 指定管理者及び施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)</p> <p>第15条 指定管理者及び施設の業務に従事している者は、<u>甲賀市個人情報保護条例(平成16年甲賀市条例第16号)</u>の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

<付則第5条関係>

甲賀市あいの土山都市との交流センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)</p> <p>第15条 指定管理者及び施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)</p> <p>第15条 指定管理者及び施設の業務に従事している者は、<u>甲賀市個人情報保護条例(平成16年甲賀市条例第16号)</u>の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

<付則第6条関係>

甲賀市公文書等の管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(歴史公文書等の保存等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、歴史公文書等に個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(歴史公文書等の保存等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、歴史公文書等に個人情報(甲賀市個人情報保護条例(平成16年甲賀市条例第16号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

議案第12号

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成28年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員等があらかじめ定められた農業委員会の計画にしたがって、農業委員会以外が主催する会議及び打合せへの出席並びに調査を行った場合は、日額5,000円を支給する」を「委員等の活動実績に応じて、規則で定める額を報酬として支給する」に改め、同条第3項を削る。

第4条第3項中「翌月の支給日、同条第3項に規定する報酬は翌年度の最初の支給日に」を「、規則で定める日に一括して」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月20日から施行する。

議案第 12 号 参考資料

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(報酬)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、委員等の活動実績に応じて、規則で定める額を報酬として支給する</p> <p>_____。</p> <p>(支払)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 2 条第 2 項に規定する報酬は、規則で定める日に一括して _____ 支給する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、委員等があらかじめ定められた農業委員会の計画にしたがって、農業委員会以外が主催する会議及び打ち合せへの出席並びに調査を行った場合は、日額 5,000 円を支給する。</p> <p>3 第 1 項に規定するもののほか、委員等が前項の計画に基づき活動により、権利設定に導いた場合は、1 件の権利設定につき 5,000 円以内で規則に定める額を支給する。</p> <p>(支払)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 2 条第 2 項に規定する報酬は翌月の支給日、同条第 3 項に規定する報酬は翌年度の最初の支給日に支給する。</p>

議案第13号

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

」を

「

7 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による

	<p>知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報</p>

		(以下「児童手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2	市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どもための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定め

	する事務であって規則で定めるもの	るもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号参考資料

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>

の限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
8 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

の限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法_____による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報
		_____であって規則で定めるもの
		(略)
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報

		<p>下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>		
2	市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	2	市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p>
3	市長	精神障害者に対する精神科通	(略)	3	市長	精神障害者に対する精神科通	(略)

	院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務で	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生

	院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

	<p>あつて規則で定めるもの</p>	<p>活を総合的に支援するための <u>法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の 支給に関する情報であつて規則 で定めるもの</u> 生活保護関係情報であつて規則 で定めるもの 地方税関係情報であつて規則 で定めるもの 国民健康保険関係情報であつ て規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつ て規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報で あつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当 又は国民年金法等の一部を改 正する法律（昭和60年法律 第34号）附則第97条第1 項の福祉手当の支給に関する</p>	
--	--------------------	---	--

情報であって規則で定めるもの

住民票関係情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるもの

後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの

議案第14号

甲賀市地域総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市地域総合センター条例の一部を改正する条例

甲賀市地域総合センター条例（平成20年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市大久保教育集会所の項を削る。

別表甲賀市大久保教育集会所の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市地域総合センター条例新旧対照表

改正案				改正前			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 地域総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 地域総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)				(略)			
甲賀市清和会館		甲賀市土山町北土山2747番地2		甲賀市清和会館		甲賀市土山町北土山2747番地2	
				甲賀市大久保教育集会所		甲賀市甲賀町大久保614番地14	
(略)				(略)			
(使用料等)				(使用料等)			
第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。				第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。			
2 (略)				2 (略)			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
施設名		1時間当たり金額 (円)		施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外			市内	市外
(略)				(略)			
甲賀市清和会館	大会議室	400	800	甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室 (1室につき)	200	400		和室 (1室につき)	200	400
	談話室	100	200		談話室	100	200

	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
(略)			

備考 (略)

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
甲賀市大久保教 育集会所	会議室	<u>100</u>	<u>200</u>
	講話室	<u>100</u>	<u>200</u>
	研修室	<u>200</u>	<u>400</u>
	調理室	<u>100</u>	<u>200</u>
(略)			

備考 (略)

議案第15号

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼

児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、</u></p>	

取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 _____

第14条 削除

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 (略)

採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3～5 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第16号

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第5条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第38条及び第40条中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め

る。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

(3) 保育所 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子ども
もの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どももの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用で

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども
もの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どももの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用で

きるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

きるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小

学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4) 及び (5) (略)

5 及び 6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第2

学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4) 及び (5) (略)

5 及び 6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第2

6号) 第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第27条 削除

(特別利用保育の基準)

6号) 第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子ど

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子ど

もを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

もを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条

3及び4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条

第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲

第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲

げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中

げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中

「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議案第17号

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

甲賀市児童発達支援センター条例（令和2年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表児童発達支援の項及び保育所等訪問支援の項並びに障害児相談支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表計画相談支援の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市児童発達支援センター条例新旧対照表

改正案			現行		
<p>(使用料及び利用者負担額)</p> <p>第8条 センターの使用料は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、中欄に定める額とする。</p> <p>2 センターの利用者負担額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。</p> <p>別表(第8条関係)</p>			<p>(使用料及び利用者負担額)</p> <p>第8条 センターの使用料は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、中欄に定める額とする。</p> <p>2 センターの利用者負担額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。</p> <p>別表(第8条関係)</p>		
区分	使用料	利用者負担額	区分	使用料	利用者負担額
児童発達支援	法第21条の5の3第2	中欄に定める額から法第	児童発達支援	法第21条の5の3第2	中欄に定める額から法第
保育所等訪問支援	項第1号に規定する <u>内閣</u> <u>総理大臣</u> が定める基準に より算定した費用の額	21条の5の3第2項の 規定により支給される障 害児通所給付費を控除し た額(法第21条の5の 7第11項の規定によ り、センターが利用者の 保護者に代わり法第21 条の5の3第1項に規定 する障害児通所給付費を 受領する場合は、当該障	保育所等訪問支援	項第1号に規定する <u>厚生</u> <u>労働大臣</u> が定める基準に より算定した費用の額	21条の5の3第2項の 規定により支給される障 害児通所給付費を控除し た額(法第21条の5の 7第11項の規定によ り、センターが利用者の 保護者に代わり法第21 条の5の3第1項に規定 する障害児通所給付費を 受領する場合は、当該障

		害児通所給付費の額を控除して得た額)			害児通所給付費の額を控除して得た額)
障害児相談支援	法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から法第24条の26第2項の規定により支給される障害児相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)	障害児相談支援	法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から法第24条の26第2項の規定により支給される障害児相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)
計画相談支援	障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により支給される計画相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する計画相談支援給付費を受	計画相談支援	障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により支給される計画相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する計画相談支援給付費を受

	領する場合は、当該計画 相談支援給付費の額を控 除して得た額)		領する場合は、当該計画 相談支援給付費の額を控 除して得た額)
<u>付 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。			

議案第18号

甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この

条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、</u></p>	

取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めな

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めな

なければならない。

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

なければならない。

3 (略)

議案第19号

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第20号

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例

甲賀市営住宅条例（平成16年甲賀市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする」を「費用における負担区分は、規則で定める」に改める。

別表第1 寺谷団地の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市営住宅条例新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(名称及び設置場所)</p> <p>第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用における負担区分は、規則で定める</p> <p>_____。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="253 962 1120 1201"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>宮跡台団地</td> <td>甲賀市信楽町牧</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	名称	設置場所	(略)		宮跡台団地	甲賀市信楽町牧	(略)		<p>(名称及び設置場所)</p> <p>第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 962 2013 1201"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>宮跡台団地</td> <td>甲賀市信楽町牧</td> </tr> <tr> <td>寺谷団地</td> <td>甲賀市信楽町小川</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	(略)		宮跡台団地	甲賀市信楽町牧	寺谷団地	甲賀市信楽町小川	(略)	
名称	設置場所																		
(略)																			
宮跡台団地	甲賀市信楽町牧																		
(略)																			
名称	設置場所																		
(略)																			
宮跡台団地	甲賀市信楽町牧																		
寺谷団地	甲賀市信楽町小川																		
(略)																			

議案第21号

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団条例（平成16年甲賀市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

付 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

甲賀市消防団条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条第1項</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(分限及び懲戒の手続)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(退職)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第10条第1項</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(定年)</u></p> <p><u>第9条</u> 団員の定年は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>基本団員</u> <u>65歳</u></p> <p>(2) <u>支援団員</u> <u>70歳</u></p> <p><u>2</u> <u>定年に達したとき(第5条に規定する任期の途中に達したときを含む。)</u>は、<u>定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職するものとする。</u></p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(分限及び懲戒の手続)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(退職)</p>

第11条 (略)

(服務規律)

第12条 (略)

(報酬)

第13条 (略)

(費用弁償)

第14条 (略)

(公務災害補償)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表第1 (第13条関係)

(略)

別表第2 (第13条関係)

(略)

付 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

第12条 (略)

(服務規律)

第13条 (略)

(報酬)

第14条 (略)

(費用弁償)

第15条 (略)

(公務災害補償)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

別表第1 (第14条関係)

(略)

別表第2 (第14条関係)

(略)